

令和2年度長崎県漁業の魅力発信 YouTube 動画コンテスト 募集要項

1. 趣旨

動画の制作及び公開を通じて、就業先としての長崎県の漁業の魅力を広く発信するため、長崎県の漁業のPR動画制作のコンテストを実施します。

2. 募集内容

「職業」としての「長崎県の漁業」の魅力を発信することができる動画募集します。

3. 募集期間

令和2年6月1日（月） ～ 令和2年11月17日（火）※必着

※参加多数となった場合は期間内であっても募集を締め切る場合があります。

4. 応募資格

団体、個人、プロ、アマを問わず、長崎県の漁業をPRしていただける意欲のある人。

※18歳未満の方は親権者の承諾が必要です。

5. 応募方法

(1) 参加申込書に必要事項を明記のうえ、募集期間内にメール又は郵送（持参も可）により提出してください。

(2) 本要項に従って動画を制作し、USBメモリ等の記録媒体を郵送又は持参により提出してください。

【提出先】

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部水産経営課

メール：t06340@pref.nagasaki.lg.jp

6. 作品規格

(1) 「職業」としての「長崎県の漁業」をPRする動画を作成してください。

(2) 作品時間は原則20秒以上3分以内とします。（3分を超える場合は要相談）

(3) 応募者が作成したオリジナル作品で、他のコンテスト等に応募していないもの、既にYouTube等で配信されていないものに限りします。

(4) ファイル拡張子はmp4とします。

(5) 作品に使用する映像（BGM含む）は、著作権処理が必要でないもの又は必要な手続きが済んだものを使用してください。

7. 注意事項

(1) 受理した参加申込書及びUSBメモリ等の記録媒体は返却しません。

(2) 作成にかかる費用は、次の費用を除いて応募者の自己負担とします。

- ・動画作成謝礼金（一律1万円/1団体・個人）

- ・ のべ4名分、2回までの撮影旅費（例：2名×2回分、3名×1回分 等）
- ・ 協力漁業者への謝金（1万円×2回まで）

※ 旅費は、長崎県の旅費規程に準ずる額とし、県内の公共交通機関での移動に限ります。

※ 応募者が漁業関係者である場合、又は協力漁業者の3親等以内の親族である場合は、協力漁業者への謝金は支給対象外とします。

※ 上記費用については、主催者が作品を受理後に支給することとします。作品を提出できない、又は提出された作品が審査対象外となった場合は支給対象外とします。

(3) 次のア〜クに該当する場合は審査対象外とし、作品は返却します。

ア 主催者が指定する作品規格ではないもの

イ 暴力的・差別的・卑猥な表現、犯罪を助長する等公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの

ウ 政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝・勧誘を意図するもの

エ 個人、企業、団体等を中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

オ 他者の肖像権やプライバシー、財産等を侵害するもの

カ その他コンテストの趣旨にふさわしくない表現が含まれているもの

キ 虚偽の内容にもかかわらず事実として誤認させたり、錯誤を与えたりするもの

ク 法令や規則等に違反する内容が含まれているもの

(4) 郵送中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故等による障害によりデータファイルが開けない等の問題が生じた場合、長崎県は一切の責任を負いません。

8. 審査方法

- ・ 提出された作品を、後日主催者が決定する期間中にYouTube（長崎県公式チャンネル）で配信し、期間中のYouTubeにおける高評価数と視聴回数及び審査会（長崎県漁協青壮年部連合会役員会）により最優秀賞と優秀賞を決定します。
- ・ 最優秀賞には賞金（10万円※高校生以下は図書カード10万円分）、優秀賞には長崎俵物詰め合わせを贈呈します。

9. 審査基準

- (1) YouTube 配信時における高評価数及び視聴回数
- (2) 「職業」としての「長崎県の漁業の魅力」を最大限に表現できているか。
- (3) 「長崎県の漁業」への就業意欲を喚起させるものであるか。
- (4) 動画の構成において工夫がなされているか。

10. 結果発表

審査結果については、審査終了後に長崎県ホームページ（ながさき漁業伝習所ページ内）で発表します。

11. 受賞作品の活用

長崎県ホームページ、ながさき漁業伝習所公式 SNS 等での掲載、漁業就業支援フェアや移住相談会等の各種イベントで幅広く活用します。

12. その他注意事項

- (1) 出品された作品の著作権は長崎県及び応募者に帰属します。長崎県は、無償で作品を公式ウェブサイトや SNS 等を用いて配信する他、テレビ放映、その他イベント等における PR 目的で活用させていただきます。また、活用する際には、長崎県が再編集する場合があります。
- (2) 映像に関しては、第三者の肖像権、プライバシーの権利を侵害することのないように注意してください。万一、出品作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、主催者は一切対応しません。
- (3) 出品作品に使用する映像（BGMを含む）は、著作権処理が必要ないもの又は必要な処理手続きが済んだものを使用してください。
- (4) 主催者は、カメラ・編集機等の貸し出し等を行いません。
- (5) 出品作品は未発表の作品に限ります。また、法律やルールを守って撮影してください。
- (6) 応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で使用しません。ただし、受賞した場合は応募者の氏名を報道機関等に発表します。なお、氏名の非公表を希望の場合は、事前にご連絡ください。
- (7) 出品作品が他者の権利を侵害すると判断した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。

13. 問い合わせ先

ながさき漁業伝習所（長崎県水産部水産経営課内）

電話番号：095-895-2832

FAX 番号：095-895-2583

メール：t06340@pref.nagasaki.lg.jp